

第 27 回総会議事録

(令和 7 年 9 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第27回総会 議事録	
日 時	令和7年9月26日(金)14時00分～15時35分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 38名 出席委員数 38名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 農地造成工事の承認について 第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第8号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について 第9号議案 地域計画の案に関する意見聴取について 第10号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した8月分扱い諸証明の確認について 第7号 農業経営改善計画の認定について 第8号 令和7年度農地パトロール(利用状況調査)の事前調査結果について (中間報告)
審議結果	第1号議案 18番 許可 19番 許可 20番 許可 第2号議案 16番 許可相当 17番 許可相当 18番 許可相当 第3号議案 19番 許可相当

	20番 許可相当 第4号議案 24番 証明交付 25番 証明交付 26番 証明交付 27番 証明交付 第5号議案 9番 証明交付 10番 証明交付 第6号議案 3番 承認 第7号議案 5番 証明発行 第8号議案 2番 承認 3番 承認 第9号議案 決定 第10号議案 決定
議 事	
事務局	(開会 14 時 00 分) 事務局から出席状況(出席委員 19 名、欠席委員 0 名)を報告し、法第 27 条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。
議長	それでは、ただ今から第 27 回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号 16 番小川名委員、17 番加藤保委員にお願いします。 それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。 18 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人世帯の現在の耕作面積は約 110a で、申請地を加えると約 111a となります。全ての経営農地は果樹畑や露地野菜畑として、良好に耕作されていることを確認済みです。申請地は権利取得後、堆肥置場として使用予定です。 自宅から申請地までは徒歩で約 2 分、現在の経営農地の隣地であり、通作距離に問題はありません。常時従事者は、本人含め3名です。現在の耕作状況から、従事日数も 300 日が見込まれます。すでに隣地を耕作しているため、周囲との調和要件についても問題ありません。

	地区担当の中山推進委員にも確認いただいております。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	18 番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	真面目に農業をやっている方であり、問題ありません。
議長	18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、18 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、18 番は許可とします。 続いて、19 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲渡人は農業者年金経営移譲年金を受給するため、息子である譲受人に農業経営の移譲をしています。平成 27 年に同様の理由で 10 年間の使用貸借権設定を行いました、今回契約の更新のため使用貸借権設定を行うものです。 申請地は保土ケ谷区仏向町の生産緑地です。譲渡人と譲受人は仏向町で広く露地野菜の栽培を行っています。世帯の耕作農地は全て良好に耕作されており、今後も譲受人を中心に家族で露地野菜を耕作する予定であること、地元の方なので地域の調和要件についても問題ありません。 地区担当委員の内田推進委員に確認いただいております。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	19 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。
内田推進委員	仏向町で一番と言っていいほどきれいにやっている方で、問題ありません。
議長	19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19 番は許可とします。 続いて、20 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲渡人はアメリカ在住で農地管理が難しいため、農業拡大を希望している甥に所有権移転することになりました。譲受人は、申請地近隣の母が所有する農地で、母、妻とともに露地野菜を効率的に栽培しています。申請地でも露地野菜を栽培する予定です。自営業と兼業

	ですが、年間 160 日農作業をし、耕作面積に対する従事人数も足りています。現在、近隣の農地を耕作しており、地域調和も問題ないと考えます。 こちらの案件は地区担当の金子宏正推進委員に確認いただきました。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	20 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	近隣の方も農地の状況を把握しており、問題ない方です。
議長	20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20 番は許可とします。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。16 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は申請地を相続したものの、会社勤めのため耕作の継続が難しく有効活用を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は中古車販売をしている法人です。販売台数が好調のため在庫を 50～60 台増やすことになりました。店舗から1km圏内の土地を探したところ、申請地のみ承諾を得ることができました。申請地に 54 台の在庫を置く計画です。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 被害防除について、敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。南側は既存壁を活かし、その他の周囲は出入口以外を1～1.5mの鋼鈑土留めで囲います。出入口は緩やかなスロープ状にします。 申請者の農地法上の違反地について、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の 25 番で、申請受付済みです。 現地は地区担当の金子宏正推進委員に確認いただきました。 以上、第4号議案の承認を要件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	16 番について、金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

	無いようですので、第4号議案 25 番の承認を以て 16 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第4号議案 25 番の承認を以て 16 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、17 番について事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は、駐車場です。申請者は洋ラン園を営んでおりましたが、高齢による所有農地縮小を考えていたところ、このたび申請地の隣地にある建物を賃借で借りている法人から駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。 借受法人は横浜市磯子区に主たる事務所を構える葬儀を行う事業者です。現在、申請地の隣地に事務所及び遺品整理の仮置き倉庫として借りておりますが、従業員用駐車場がなく、保土ヶ谷区にあるホール施設のお客様用駐車場スペースに車両3台とゴミの仮置き場として使用しています。従業員用駐車場と仮置き場の車両及びゴミ置き場スペースとして、250～300 m²ほどの土地を探していたとことです。 立地基準は第3種農地です。500m以内に折本小学校と折本町西原公園があり、前面道路に上・下水管があります。 敷地内は碎石敷きとし雨水は自然浸透させます。北側と東側は高さ 43 cmの万能鋼板を新設し、隣接地への碎石の流失を防ぎます。南側は既存のフェンスを活かします。西側の出入口部分は、申請者と同一地権者で宅地のため、縁切り等は施工しません。 申請者の農地法上の違反地について、「第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」26 番で、申請受付済みです。 申請地については地区担当委員の角田委員と立会いをしております。 以上、許可相当として市に進達したいと考えております。
議長	17 番について、地区担当の私から意見を述べさせていただきます。 申請内容は事務局の説明どおり、問題ありません。 17 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、17 番について、第4号議案 26 番の承認を以て許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第4号議案 26 番の承認を以て 17 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、18 番について事務局から説明してください。
事務局	申請者は農産物の生産、加工、販売等の事業を行っている法人です。農業事業の今後の

更なる拡大を目指す中で、末永く経営を安定させるために事業の高度化・多角化が必要であり、申請地で横浜市が認定する農家レストランを建設するため転用を申請するものです。

立地基準は、農用地です。当該地の農用地の用途区分については、令和7年6月5日付で農業用施設用地に用途変更手続き済です。また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく横浜市農家レストラン認定要綱の規定により農家レストラン認定書についても横浜市長名で同日に発行されております。

敷地内は砂利敷き及び緑地等とし、汚水と建物屋根に振る雨水は、前面道路の公共下水道に接続し排出、駐車場部分に振る雨水については自然浸透及び集水桝での排出とします。南側及び西側境界は縁石で被害防除し、隣地農地の営農に支障がないような施工とします。

申請者の所有農地に違反転用は見当たりません。

他法令については、横浜市建築局調整区域課で開発許可申請の受付済です。また、汚水・雨水の前面公共下水管への接続、駐車場入口の縁石切下げについて港北土木事務所へ協議済です。

申請地及び計画内容については、地区担当委員の関口推進委員にもご確認いただいております。

以上、許可相当として市に進達したいと考えております。

議長

18 番について、地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。

関口推進委員

申請者は真面目に農業に取り組んでおります。今後の農業の在り方について1つ新しい方向性を示してくれる事例として期待しています。事務局の説明どおり問題ありません。

議長

18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

関戸委員

農用地内での「レストラン」ということだが、駐車場の必要台数や建物の規模等の規定はあるのか。

事務局

建物は建築局での開発許可が必要です。本件も農地法の許可要件の中で、建築局での開発許可の見込みがあることが条件となっています。建築物の規模や妥当性については建築局が確認をしています。

事務局

本件は、建物面積 1000 m²以下、平屋の申請です。

駐車台数は、必要最小限ということで申請者から数量の提示があり妥当であるとして受け付けています。特に制限は設けていません。

菅沼委員

農用地にレストランを設置するにあたっての条件は何か。

事務局

まず、立地的・構造条件的に建築可能かどうかは、建築局で確認しています。

レストランの内容については、規程を農政部で定めています。具体例として、

- ・農用地の縁辺部であること
- ・設置者が自ら生産したもの
- ・設置者自ら もしくは横浜市内生産物を5割以上金額ベースもしくは重量ベースで使用する

こと

- ・深夜営業ではないこと
- ・飲酒を主目的とする店舗ではないこと
- ・遊戯等複数目的の飲食店ではないこと

などが挙げられます。また、実際に提供するメニューの確認や、横浜市内産であるかどうか調達先も確認します。これらの要件を軸に、一件審査で農政部で適正かどうか審査を行っています。

岡本委員 農家レストランの経営が困難になった場合、別の建物を建てられてしまうのか。

事務局 レストランを廃業する、もしくは横浜市内産5割調達等の要件を満たさなくなった場合については、当該地を農地、もしくは農業用施設として使用する旨、誓約書を提出させています。

また、農地転用の手続きは行いますが、申請地「農振法上の施設用地」であり農振法上の規制はかかるため、農地もしくは農業用施設としてのみしか利用できないことになっています。

岡本委員 事業の継続が困難になった場合、農地に戻すということか。

事務局 農地に戻すか、加工施設・農業用倉庫などの農業用施設であれば問題ありません。農業用として使用するのであれば建物は壊さなくてもよいことになっています。新しく通常の飲食店などを設置することはできません。

岡本委員 農用地であっても、「農家レストラン」であれば転用できてしまうということか。

事務局 「農業用施設用地」として、例外的に認めるということです。

議長 18 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、18 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、18 番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。19 番について事務局から説明してください。

事務局	譲受人は土木関連事業を行う緑区の法人です。現在、業務車両等を保管している4か所の事業所のうち、旭区の事業所の賃貸借契約が終了する予定です。その事業所に置いている残土等は他の事業所へ集約、ダンプやバックホウの一部は売却をする予定ですが、大型ダンプ3台は今後の業務に必要なため、移設先が必要でした。そこで、従業員が通勤しやすく業務効率の良い、横浜青葉 IC と都筑 IC の間のエリアの土地を探したところ、申請地のみが見つかりました。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 被害防除について、敷地内は砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。防犯のため、北西側出入口にアコーディオンゲートを、その他の周囲に高さ3mの鋼板を設置します。北東側は休耕中の農地ですが、耕作を再開した際、申請地との境界側は通作路として利用するため、日照通風に問題ないと所有者に承諾を得たとのことです。 現地は地区担当の大矢推進委員に確認いただきました。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	19 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	被害防除等、事務局の説明どおり問題ありません。
議長	19 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、19 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、19 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、20 番について事務局から説明してください。
事務局	譲受人は建築土木工事業を営む青葉区の法人です。現在、現場実務はすべて協力業者が行っていますが、年々業務依頼が増加しており対応できないこともあるため、自社でも現場実務を行うこととしました。そのためには、今後購入やリースを予定している準中型～中型ダンプ4台、大型ダンプ1台、大型重機1台に加え、従業員の通勤車両5台分の駐車場が必要でした。そこで、本社から徒歩圏内の土地を探したところ、申請地のみが見つかりました。 立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。 被害防除について、北東、南東側は 46 m²の土を搬出し、30°以内の法面に仕上げます。法面以外を砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北西側に出入口を設け、緩やかなスロープ状にします。防犯のため、出入口側にゲートを、その他の周囲に高さ3mの鋼板を設置します。南西側は農地ですが、方角的に日照に問題はなく、北風を遮るため好条件であ

	ると、所有者に承諾を得たとのこと。 雨水浸透阻害行為について、法面を除く 895 m²が該当面積となり許可不要であることを横浜市下水道河川局河川流域管理課に確認済みです。出入口付近のガードレール撤去及び道路舗装の自費工事について、都筑土木事務所と調整しています。 現地は地区担当の大矢推進委員に確認いただきました。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	20 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	土砂の流防について、土留鋼板が設置されるということ、周辺が遊歩道のような形状なので気を付けて走行すると聞いており問題ありません。
議長	20 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、20 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、20 番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。 24 番から 27 番について事務局から説明してください。
事務局	24 番について、立地基準は第3種農地です。10 年間道路として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。 25 番について、立地基準は第2種農地です。18 年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 26 番について、立地基準は第3種農地です。18 年間建物敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 27 番について、立地基準は第2種農地です。18 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。
議長	24 番から 27 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、24 番から 27 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、24 番から 27 番までは証明交付とします。 続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。

	9番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件について、地区担当の岡本委員と事務局と相続人で、8月 28 日に現地立会いを行いました。相続人は植木を良好に耕作しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。なお、石材 1.44 m³を適用除外しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	9番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	鉄町の土地は坂田委員のエリアですが、現場を確認しました。植木・果樹の栽培を行っている方です。都筑区直売マップ掲載にも取り組まれている方で問題ありません。
議長	9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、9番は証明交付とします。 続いて、10 番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月 12 日に相続人、中山推進委員、事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	10番について、地区担当の中山推進委員の意見はいかがですか。
中山推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10 番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「農地造成工事の承認について」審議します。3番について事務局から説明してください。

事務局	申請地は大熊町の農用地にある畑です。通行人と耕作人への安全対策と斜面に農地を平坦に改善することを目的で農地造成を行います。 申請地の南側は道路があり、道路面が西側から東側に向けて下り坂になっています。北側、東側、西側は申請地と同一地権者であり第三者の隣地境界はありません。 造成内容の切土は南側の道路面に対して平行に約 8.8mの幅員で、西側から東側にかけて高さ 90 cmから最大高さ 1.8mとなります。切土した末端の北側と東側は 30 度の安定勾配の法面を作ります。切土した土は、申請地の北側の場内に高さ 30 cm以内の盛土で整地し、一部は場外へ搬出します。 計画内容について、地権者の同意を得ています。また、横浜市の技術的基準に適合していること、農業振興地域整備計画に支障がないことを北部農政事務所に確認しています。 以上、計画は妥当と考えます。
議長	3番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。
村岡推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は承認とします。 続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。6番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年6月3日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。以上のことから、証明発行につきまして、妥当であると考えております。
議長	6番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	住宅街の中にもかかわらず、農業をしっかりとやられていたようです。問題ありません。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、6番は承認とします。 続いて、第8号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。2番について事務局から説明してください。
事務局	本案件の農園は、貸付協定を締結し、令和2年8月の総会にて承認されております。現在、40.5㎡6区画が埋まっており需要見込みもあるため現在の区画に加え22.5㎡22区画を増設します。案内図の斜線の箇所が増設部分です。 次に開設内容について説明いたします。農園の名称は小山農園、貸付期間は2年間、貸付けに係る賃料は大区画が年間15,000円、小区画が年間20,000円です。こちらは参考情報ですが、大区画の方の賃料が低いのは日照の関係で賃料に差をつけているとのこと。利用者の募集は看板を用いて行います。農園の運営については、開園以来これまで問題なく運営してきたとのこと。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、8月29日に結んでおります。 現地は地区担当委員の金井委員にご確認いただいております。 以上の申請内容から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項について、適当と認められると考えられます。
議長	2番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。
金井委員	所有者が病気により耕作が困難になったため、農園を開設したと聞いています。現在利用者は徒歩圏の近隣の方が中心ですので、問題ありません。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は承認とします。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	本案件の農園は、令和元年9月に31区画の農園の貸付協定を締結し、令和元年10月の総会にて承認されております。現在区画が埋まっており需要に応えるため12区画増設します。案内図の斜線の箇所が増設部分です。 次に、2.開設内容について説明します。農園の名称は小高農園、貸付期間は1年間、貸付けに係る賃料は1区画年間20,800円から38,100円です。1区画22.9㎡～42㎡で、今回増設分を含め43区画を貸付ける予定です。利用者の募集はちらしや横浜市ホームページ内の農園マップでの案内を通して行います。 既存部分の北東側、12区画分が増設する区画です。 利用者の通作手段は徒歩の他、農園の西側と、徒歩5分程度の場所に申請者所有の雑種地があり、この敷地内に農園利用者用の駐車スペースがあるため、遠方からの利用希望

	にも対応可能とのこと。また、農園の区画外に自作用の水道があり、農園利用者も使用可能とのこと。 農園の運営については、開園以来これまで問題なく運営してきたとのこと。 横浜市と土地所有者との貸付協定は、9月3日に結んでおります。 現地は地区担当の佐藤委員に確認いただきました。 以上の申請内容から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項について、適当と認められると考えられます。
議長	3番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。
佐藤推進委員	条件の良い農園です。問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は承認とします。 続いて、第9号議案「地域計画の案に関する意見聴取について」について、事務局から説明してください。
事務局	地域計画と農用地集積等促進計画搭載予定の農地(令和7年 12 月始期)をご覧ください。搭載状況の概要について、搭載者数は 129 名(うち中央農業委員会管内 72 名)、搭載筆数883筆(うち中央農業委員会管内 434筆)、搭載面積772,786㎡(うち中央農業委員会管内 358.003 ㎡)です。今回、地域計画に新たに搭載される人数は 19 名 60 筆となっております。 地域計画に搭載が必要な事業としましては、農地中間管理事業による農地の貸し借り、また融資制度スーパーL資金を活用する認定農業者が対象となっています。 地域計画及び農用地等促進計画搭載予定農地一覧をご覧ください。説明は以上です。
議長	第9号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第9号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第9号議案については決定とします。 続いて、第 10 号議案「農地利用集積等促進計画の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。

事務局	区別設定内容一覧(貸し手分)をご覧ください。これは地権者が農地中間管理機構に貸付ける一覧となっており合計設定筆数は 48 筆、面積は 34,178.82 m²です。 続いて、区別設定内容一覧(借り手分)をご覧ください。これは農地中間管理機構が耕作者に貸付ける一覧となっており、設定筆数は 48 筆、面積は 34,178.82 m²です。 今後は、横浜市の公告を以て 12 月1日始期として開始予定です。こちらの議案の説明は以上です。
議長	第 10 号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第 10 号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第 10 号議案については決定とします。 以上で第 27 回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第7号について事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第7号まで、議案書のとおり一括報告)
野路委員	第1号から第7号について、質問等がありますか。
岡本委員	農園など農地を他者が利用する場合、固定資産税は変わるのか
事務局	農地課税のままと聞いています
野路委員	第1号から第7号について、他に質問等がありますか。 無いようですので第1号から第7号までを了承とします。 続いて、第8号「令和7年度農地パトロール(利用状況調査)の事前調査結果について(中間報告)」事務局から説明してください。
事務局	席上に配布しました「令和7年度 農地パトロール(利用状況調査)の事前調査結果について(中間報告)」をご覧ください。 6月から9月にかけて実施いたしました利用状況調査の事前調査に関する結果をもとに、農地法第 32 条第1項第1号および第2号に該当する農地を決定し、当該農地の所有者に今後の農地の利用意向に関するアンケートを実施し、ご回答いただきます。 農地法第 32 条第1項第1号に当てはまる農地を通称1号農地、第2号に当てはまる農地を通称2号農地と呼んでいます。1号農地は「現在耕作がされておらず、また今後も耕作される見込みのない農地」を指し、状態としては圃場全体に全く手が入れられておらず、荒れ

	具合が大きい農地を指定しています。2号農地は「農業上の利用の程度がその周辺における農地と比べて劣っている農地」を指し、状態としては営農状況が良い集団農地の中で遊休化が進みつつある農地を指定しています。 今年度は、10 筆、合計 8,960 m²を1号・2 号農地候補としています。候補地の地番等は「令和7年度 1・2号農地の候補地一覧」に記載しております。 参考として昨年度は中間報告で 13 筆、合計 7,776 m²を計上し、最終的には 1 号農地1 筆 1,174 m²、2号農地4筆 1,265 m²でした。 11 月の総会で1号農地・2号農地の決定について諮り、11 月の月末までに利用意向調査の書類を発送します。候補地のご事情をご存じであったり、委員と事務局の働きかけ等により、11 月総会前に農地の状態が改善されることもあるかと思いますので、地区担当委員には、後日個別に、候補地の確定に向けてご相談させていただきます。11 月の総会で1号農地・2号農地を確定、利用意向調査の発送後、所有者から「自作希望」「貸付希望」「農園開設」のいずれかを選んで、回答用紙を返送していただきます。 また、1号農地・2号農地に該当しない荒地については、北部農政事務所と合同で、改善するよう通知を出します。こちらの農地については、11 月の総会で1号農地・2号農地の確定とともに報告させていただく予定です。さらに、違反転用が疑われる農地については、12 月の総会で報告させていただく予定です。報告は以上です。
野路委員	第8号について、質問等がありますか。
根本推進委員	荒地通知予定の箇所について、該当対象地番一覧のデータをもらえないか。
事務局	現在集計中ですが、整理し11月にはお渡ししたいと考えています。希望する方はお声かけください。
関口推進委員・白井委員	自分のエリアもお願いしたい。
事務局	ただ今ご発言のあった委員の分について、承知しました。 この場でなくても、11月までにお声かけいただければご用意します。
野路委員	他に、第8号について質問等がありますか。 無いようですので、第8号を了承とします。 これをもちまして第27回総会を終了します。 (閉会 15 時 35 分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年9月26日開催 第27回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	
3	飯 田 清		出席	
4	加 藤 義 晴		出席	
5	小 島 重 信		出席	
6	平 本 武 夫		出席	
7	坂 田 清 一		出席	
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		出席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		出席	
14	杉 崎 精 一		出席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	議事録署名人
17	加 藤 保		出席	議事録署名人
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 舘 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	欠席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		出席	
8	根 本 栄 治		出席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		欠席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		欠席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし